

# 東京都立駒場高等学校管理運営規程

04 都駒高第 1 号  
令和 4 年 4 月 1 日  
校 長 決 定

## 第 1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立駒場高等学校(以下「本校」という)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

## 第 2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

## 第 3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

## 第 4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

## 第 5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督する。

## 第 6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

## 第 7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

## 第 8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

## 第 9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

### 1 部

(学校運営・教育活動の基盤を整備・調整する「教務・総務系」)

教務部…教育課程の編成及び実施、教科書及び教材の取扱い等教務に関すること、情報セキュリティ及び個人情報保護に関すること、文書、諸帳簿及び諸用紙の発注、整備並びに保管、指導要録の点検及び整備、出席簿の点検及び整理、入試及び転編入に関する業務等を所掌する。

総務部…学校要覧、学校案内及び教職員名簿等の作成、式典、学校説明会、学校見学会、及び合同説明会の企画並びに運営、学校運営連絡協議会事務局、PTA業務、日直割当、諸規定集の整備、ホームページの管理及び運営等、図書館の管理及び運営、図書及びその他資料の収集、整理並びに保管、生徒図書委員会の指導、視聴覚教室及び器材の有効利用と管理、芸術鑑賞教室の企画及び運営等を所掌する。

(生徒の高校生活の充実を図る「生徒指導系」)

生徒部…学校内外全般の生活指導、生徒会組織及び運営の指導、ホームルーム運営指導、部活動等を所掌する。

保健部…学校保健委員会の運営、保健施設の管理、校内の美化及び清掃、保健の管理、教育及び指導、その他健康及び安全に関すること等を所掌する。

(生徒の進路実現を支援する「進路指導系」)

進路部…進路関係の年間計画、各学年の進路指導計画の調整、進路に関する情報の収集、整備、提供及び保管、大学推薦入学に関する業務、センター試験に関する業務、就職に関する業務、調査書に関する業務、自主学習支援に関すること等を所掌する。

キャリア支援部…国際理解教育・理数研究・読書活動その他キャリア教育に関すること、総合的な探究の時間に関すること等を所掌する。

## 2 学年

第一学年、第二学年及び第三学年を置く。

## 3 学科

普通科及び保健体育科を置く。

## 4 教科

(1) 国語科、地理歴史科、公民科、数学科、理科、保健体育科、芸術科、英語科、家庭科、情報科を置く。

(2) 国語科、地理歴史・公民科、数学科、理科、保健体育科、英語科、芸術科、情報科に教科主任を置く。

## 5 企画調整会議

## 6 職員会議

## 7 教科会

国語科、地理歴史・公民科、数学科、理科、保健体育科、英語科、に教科会を置く。

その他芸術科、家庭科、情報科に教科会を置く。

## 8 委員会

入学者選抜委員会…入学者選抜、採点及び検査問題の作成等。

教科書選定委員会…使用教科書の選定。

都立学校開放事業運営委員会…学校施設の開放及び運営、公開講座に関すること。

学校保健委員会…学校保健計画の立案及び実施、健康相談及び健康診断の実施並びに事後措置、疾病の予防、学校環境衛生、『保健だより』の発行等。

防災対策委員会…消防計画の策定、防火対象物の構造、避難施設及び消防用設備などの維持管理、消火、通報及び避難訓練の実施、火災予防上必要な教育、その他防火及び防災管理に関すること等。

防災教育推進委員会…危険を予測し、回避する能力を生徒に育てる安全教育について、特に本校の実情に応じた防災教育の推進に関する検討等。

安全衛生委員会…学校職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること、学校職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること、労働災害の原因及び再発防止対策で安全並びに衛生に関すること等。

学校安全委員会…学校の安全の維持及び安全教育、非常災害用備蓄食糧の管理、避難所施設に関する業務等。

カリキュラム検討委員会…総合的な学習の時間の内容案作成、カリキュラム改善に向けての継続的研究等。

施設委員会…学校施設の保守、改善及び運用等に関する事柄についての協議等。

教育相談委員会…教育相談に関する方針の提示、及び生徒情報の把握、関係機関との連携。

省エネ委員会…校内での省エネルギーを進めること、及び二酸化炭素の排出削減への啓発等。

学校いじめ対策委員会…いじめ防止等に関する措置を実効的に行ういじめ問題対応の核になる。

学校サポートチーム…いじめ防止対策推進法で設置する学校いじめ対策委員会を、専門的知見をもって助言・支援。

食物アレルギー対応委員会…企画調整会議は、食物アレルギー対応委員会を兼ねる。

## 9 学校運営連絡協議会

### 10 部活動

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生徒部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

#### 11 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

#### 12 その他

校長が必要と認めるときは、その他の分掌組織を置くことができる。

### 第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

## 第11 企画調整会議

### 1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

### 2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、各学年主任、保健体育科主任とする。

### 3 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

### 4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

### 5 その他、必要な事項は、校長が定める。

## 第12 職員会議

### 1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

### 2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

### 3 開催

定例会は、原則として月2回開催する。

### 4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

### 5 司会

校長が選任する。

### 6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

### 7 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

## 第13 教科会

### 1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

### 2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- (5) 定期考査及び学習評価に関すること。
- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
- (9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

### 3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員、非常勤教員、実習助手とする。



附則 この規程は、平成11年1月1日から施行する。  
附則 この規程は、平成15年1月1日から施行する。  
附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。  
附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。  
附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。  
附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。  
附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。  
附則 この規程は、平成22年12月1日から施行する。  
附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。  
附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。  
附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。  
附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。  
附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。  
附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。